

各 小 学 校 長 様

大阪府小学校長会会長 西林幸三郎
 奈良県小学校長会会長 中室清文
 兵庫県小学校長会会長 近藤兼利

平成 21 年度『あおぞら II 号』列車およびバス利用申込について

修学旅行、臨海学校、自然教室等の実施に伴う、あおぞら号設立の意義をふまえ、安全性、教育性、経済性の面から従来より一層利用されるようお願い致します。

平成 21 年度の利用申込については、別紙（割当表）より申込可能日をご参考にご記入いただき、学校控はコピーして保存ください。全行程バス利用で、近畿学童共済会加入を希望される学校も必ずお申込み願います。

1. ① 列車利用について

あおぞら II 号は鶴橋駅以降
途中乗車できません。

●配車輸送は次のとおりとします。

往	利用列車名	上本町発	鶴橋発	八木発	伊勢市着	鳥羽着	志摩磯部着	賢島着
	■あおぞら II 号 (約 256 名)	8:24	8:27	停車 不可能	10:04	10:19	10:39	10:50
■臨時列車 LC カー (約 264 名)	8:26	8:28	9:08	10:44	11:02	11:21	11:32	
路	◆定期特急 (混乗)	※(注) 定期特急の時間に関しては相談に応じます。●別途特急料金(要)						
	◆臨時特急 (貸切)	※(注) 150 名以上に限る。(連合は可。) ●別途特急料金(要)						

復	利用列車名	鳥羽発	宇治山田 発	八木着	鶴橋着	上本町着
	■あおぞら II 号 (約 256 名)	14:20	14:32	15:49	16:28	16:31
■臨時列車 LC カー (約 264 名)	13:17	13:31	14:56	15:27	15:31	
路	◆定期特急 (混乗)	※(注) 定期特急の時間に関しては相談に応じます。 ●別途特急料金(要)				
	◆臨時特急 (貸切)	※(注) 150 名以上に限る。(連合は可。) ●別途特急料金(要)				

■あおぞら II 号
 ■臨時列車(LC カー)
 ■臨時特急(貸切)

◎上記列車は 150 名
以上でないと
運行されません!

- ダイヤ : 現行の時間帯であり、平成 21 年度には変更になる可能性があります。
- 運行日 : 別紙 21 年度割当表を参照ください。金・土・日発、祝日、祝日の前日は運行いたしません。
- 停車駅 : あおぞら II 号の往路の停車駅は、上本町駅と鶴橋駅のみです。他の駅からは乗車できません。
(復路利用は途中下車できます。)他の駅から乗車する場合は、臨時列車(LC カー)、もしくは定期特急をご希望ください。

復路、賢島・鵜方・志摩磯部からの乗車を希望される場合はご相談ください。

- 列車定員 : あおぞら II 号は 4 両編成で最大 256 名です。トイレ洋式 2 ケ所、和式 2 ケ所です。
- 特急料金 : 定期特急、臨時特急を利用する場合は、別途特急料金が必要です。特急料金は 40%割引です。定期特急は一般客混乗で、60 名以上の場合車両が離れる場合があります。
- あおぞら号の利用 : あおぞら II 号の乗車については、定員の関係もあり往路、復路のどちらかになります。往路があおぞら II 号の場合、復路が臨時列車(LC カー)か定期特急になります。
- 最低運行人員 : あおぞら II 号、臨時列車(LC カー)、臨時列車(貸切)は 150 名以上での運行が原則です。

②全行程バス利用について

- 全行程をバス利用される場合に限りお申込みください。
- 利用規定、申し込み等はあおぞらⅡ号列車に準じて学童共済会災害補償の対象とさせていただきます。
- 対象は伊勢志摩方面のみです。

2. 列車乗車日の割当て方法について

申し込まれた希望日が輸送定員を超過しない場合は、旅館の児童収容人員を考慮し、なるべくその日に割当てます。

申し込まれた希望日が輸送定員を越す場合は、前年度の割当状況を勘案し、前年度条件の悪い日に割当てられた学校を優先的に割当いたします。

(例年5月・10月の好季節時期には、ほとんど定員を超える申し込み状況となっております。)

3. 団体割引について

本運営協議会を通じて、あおぞらⅡ号・臨時列車(LCカー)を申し込まれると、近鉄運賃は人員の多少にかかわらず**4割引**となり、**特急料金は不要**です。

定期特急・臨時特急を利用する場合は、近鉄運賃(4割引)にプラス**特急料金が必要**となりますが、**特急料金4割引**が適用されます。

本運営協議会を通さない場合は、**特急料金の4割引適用**は受けられません。

4. 申込締切り期限

平成19年11月16日(金)までに 申込書を提出して下さい。(厳守)

※列車、バスともにブロックでまとめるか、又は、個々に提出して下さい。

5. 平成21年度乗車日(決定)のお知らせ **要注意**

平成20年1月中に平成21年度輸送計画表を作成し、2月4日(月)に発送予定です。

輸送計画表が届いたら、速やかに旅館に予約して下さい。(※この予約を怠りますと、宿がとれなくなり、乗車日に予定通り実施出来ません。他校にも迷惑をかけることにもなりかねません。)

6. **確定後の取消・変更について** **要注意**

- 最近特に取消・変更が増加傾向にあります。
- 日程確定後(平成20年1月)の取消・変更などは、特別な理由がない限りご遠慮ください。同乗他校に多大な迷惑がかかります。取消・変更により修学旅行専用列車が運行出来なくなる恐れがあります。
- 取消など大きな変更を伴う場合は、あおぞら号近畿地区運営協議会会長の承認が必要となります。取消・変更の理由によっては承認されない場合もございます。予めご承知おきください。

7. 「あおぞらⅡ号利用申込書」兼「近畿学童共済会加入申込書」記入に関する 注意事項

- ① 原本は必ず公印を押印して申し込み先に送付して下さい。学校控はコピーをとり、必ず保管しておいて下さい。
- ② 第二希望も必ず記入して下さい。
(第二希望は幅をもって記入して下さい。例えば、6月下旬とか、9月下旬のように。)
- ③ 乗車人員の報告は正確にして下さい。但し、校区内に住宅建築その他により児童数増加の見込みの場合はその見込数を含めて記入して下さい。(実施時を見込んだ人員)
- ④ あおぞらⅡ号については、希望列車欄に往復○をつける事は出来ません。いずれか一方を臨時又は定期・臨時特急の欄に○をつけて下さい。
- ⑤ 金・土・日、祝日・祝日の前日に出発する申込は出来ません。(運行予定なし。)
- ⑥ 備考欄には、「文化行事予定日・体育大会予定日・創立記念日・その他」等を記入して下さい。
又、「あおぞら号近畿地区運営協議会」に要望等がございましたらご記入願います。

8. 申込先

大 阪

●大阪府小学校長会事務局 TEL 06-6315-6428

〒530-0057 大阪市北区曾根崎 2-15-14

西林幸三郎

(大阪市立大阪北小学校内)

奈 良

●奈良県小中学校長会事務局 TEL 0744-29-8331

〒634-0061 橿原市大久保町 302-1

中室清文

(奈良県市町村会館 4F)

兵 庫

●神戸市立 渦が森小学校 TEL 078-851-3185

〒658-0066 神戸市立東灘区渦が森台 1-12-1

井上文雄

9. お願い

※申込書発送の際、封筒の表に「H21 年度あおぞらⅡ号利用申込書在中」とご記入下さい。

10. 問い合わせ先

あおぞら号近畿地区運営協議会事務局

〒541-0042

大阪市中央区今橋 2-4-10 (大広今橋ビル 3F)

TEL 06-6202-6500 FAX 06-6202-8688

E-mail : shuryosa@ruby.ocn.ne.jp

平成21年度 あおぞらⅡ号 利用申込書

兼（近畿学童共済会加入申込書）

H21年度まで要保存

（要注意！）

※原本は必ず公印を押印し、申し込み先に送付して下さい。

※学校控は、コピーをとり、必ず保存しておいて下さい。

※日程確定後は、基本的に特別な理由がない限り取消・変更はできません。

申込日：平成 年 月 日

● _____ 市 (学校名) ● _____ 区 ● _____ 郡 (校長名) _____ (申込担当者)		小学校 公印	★Eメールアドレス ※お手数ですがご記入ください。 E-mail: _____								
◆電話() -		◆FAX() -									
列車		希望列車 (該当欄に○をつける)				乗車駅	特急乗車駅	乗車人員			宿泊予定旅館
		希望月日	あおぞら	臨時列車	定期特急			臨時特急	児童数	付添数	
列	第一希望	月 日 () 往						人	人	人	<input type="checkbox"/> 地区 (○をつけてください) 二鳥磯賢その他 見羽部島
		月 日 () 復									
車	第二希望	月 上旬 往					◆車イス利用児童数 _____ 人	人	<input type="checkbox"/> 旅館名 _____		
		(○をおつけ下さい) 中旬 復									
バス	希望月日						児童数	付添数	計	<input type="checkbox"/> 地区 (○をつけてください) 二鳥磯賢その他 見羽部島 <input type="checkbox"/> 旅館名 _____	
	第一希望	月 日 ()									
	第二希望	月 上旬・中旬・下旬									
※第二希望は、上・中・下旬のいずれかに○をつけて下さい。											
<<備考欄・要望>>										取り扱い旅行者	

注意

※輸送計画表が届いたら、速やかに旅館に予約して下さい。

(この予約を怠りますと、宿がとれなくなり、乗車日に予定通り実施出来ません。他校にも迷惑がかかります。)

※取り扱い旅行者の記載もお願い致します。

平成21年度 割当表

日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1		金			土			日
2		土			日		金	
3	金	祝日		金			土	祝日
4	土	祝日		土		金	日	
5	日	祝日	金	日		土		
6		祝日	土			日		金
7			日		金			土
8		金			土			日
9		土			日		金	
10	金	日		金			土	
11	土			土		金	日	
12	日		金	日		土	祝日	
13			土			日		金
14			日		金			土
15		金			土			日
16		土			日		金	
17	金	日		金			土	
18	土			土		金	日	
19	日		金	日		土		
20			土	祝日		日		金
21			日		金	祝日		土
22		金			土	祝日		日
23		土			日	祝日	金	祝日
24	金	日		金			土	
25	土			土		金	日	
26	日		金	日		土		
27			土			日		金
28			日		金			土
29	祝日	金			土			日
30		土			日		金	
31	/	日	/	金	/	土	/	

◆金・土・日出発、祝日・祝日の前日出発は申し込めません。

◆7・8月の臨海学校等に利用される場合も同時に申し込んでください。

近畿学童共済会災害補償に関する内規

近畿学童共済会規約第 14 条に基づき災害補償に関する内規を次のように定める。

(損害補償の範囲)

第1条 近畿学童共済会規約第 2 章・第 3 章に基づき『あおぞら号』近畿地区運営協議会で編成する輸送計画表に従って旅行を行なう学童及び付添職員に対し、次の場合における損害の補償を行うものとする。但し、一部については役員会において検討する。

- 1.旅行輸送関係（電車・バス・線路・道路等）が災害を受け、学童及び付添教職員の全員或は一部が止むを得ず宿泊、休憩、食事を余儀なくされた場合。
- 2.宿泊地、見学地等に於ける伝染病、中毒又は事故による負傷のため学童及び付添教職員の全員或は一部が止むを得ず宿泊、休憩、食事を余儀なくされた場合。

(補償額の基準)

第2条 前条の規定により補償する額の基準は次のとおりとする。

- 1.宿泊費の支給額は学童及び付添教員 1 日の宿泊費（3 食）を基準とする。
- 2.休憩費の支給額は宿泊地における休憩費を基準とする。
なお、休憩費にはその時の事情により食事費を含むことができる。
- 3..交通費は当該学校が災害や事故のため旅行日程コース以外に要した交通費用である。

(会費の徴集委任)

第3条 会費の徴収事務は旅行を斡旋する業者に委任する。但し当該学校が直接納金することもできる。

(損害補償の申請)

第4条 損害補償の必要が生じた場合には当該校長は別紙様式により、直ちに近畿学童共済会会長宛に申請する。

(損害補償額の決定と通知)

第5条 前条による損害補償の申請があった時は、会長は直ちに役員会を開催し補償額及び支給方法を決定してすみやかに申請者へ通知する。

(緊急時の処置)

第6条 緊急止むを得ざる場合における災害補償支払いについては、第 2 条の基準により会長は適宜の処置をとることができる。但し、この場合は役員会において事後承認を受けるものとする。

(内規の変更)

第7条 この内規は運営委員会の議決を経て変更することができる。

(内規の実施)

第8条 この内規は昭和 38 年 4 月 1 日より実施する。

近畿学童共済会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は近畿学童共済会と称する。
第 2 条 この会の事務所は財団法人全国修学旅行研究協会大阪事務局に置く。

第 2 章 目的及事業

- 第 3 条 この会は「あおぞら号」近畿地区運営協議会で編成する輸送計画に従って旅行する学童及び付添教職員が不慮の災害にあい、やむを得ず全員が宿泊を延長したり、又これに類する措置を講ずる事により蒙る損害の補償に協力することを目的とする。

第 3 章 会員及び会の運営

- 第 4 条 この会の会員は正会員と賛助会員とする。
正会員はこの旅行する学童の所属校長とする
賛助会員はこの会の趣旨に賛同し、役員会で承認されたものとする。
第 5 条 この会の運営は府県毎に正会員を似って組織する校長会で選出された運営委員で行う。
府県別運営委員の数は
大阪府 7名 兵庫県 5名 奈良県 5名 とする。
賛助会員は必要に応じ、運営委員会に参加することができる。

第 4 章 役 員

- 第 6 条 この会に次の役員をおく。
会 長 1名 常任委員 3名 会 計 1名
監 査 2名 事務主幹 1名
第 7 条 役員は運営委員会で互選する。
第 8 条 会長は会務を総括しこの会を代表する。常任委員は会長を補佐し、常時執行に当たる。
又、会長事故ある時及び欠けた時は代行する。
監査は会計を監査する。
事務主幹はこの会の事務を処理する。
会計はこの会の会計を担当する。
第 9 条 役員任期は1ヶ年とする。但し、留任することができる。

第 5 章 会 議

- 第 10 条 会議は必要に応じ会長が之を招集する。

第 6 章 会 計

- 第 11 条 1.この会に必要な経費は会費及び援助金その他の収入によって充てる。
会費は参加児童及び付添教職員1人2円とする。
2.この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
3.この会は役員会の決定により一時借入金をすることができる。
4.この会は毎会計年度において収支決算をし剰余金が生じた場合は積立金とし、不足の生じた場合は積立金より支出する。
収支決算書は会員に報告するものとする。

第 7 章 規約の変更

- 第 12 条 この規約は運営委員会の議決を経て変更することができる。

第 8 章 補 則

- 第 13 条 この規約は昭和 38 年 4 月 1 日より施行する。
第 14 条 学童被災の補償に関する件は別の内規による。 (平成 7 年 9 月 20 日 一部修正)

「あおぞら号」近畿地区運営協議会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は修学旅行専用電車「あおぞら号」近畿地区運営協議会と称する。
第 2 条 この会は、事務所を大阪府大阪市中央区今橋 2 丁目 4 番 10 号 財団法人全国修学旅行研究協会大阪事務局に置く。

第 2 章 目的及び事業

- 第 3 条 この会は近畿地区（1 府 2 県）の近鉄修学旅行専用電車「あおぞら号」の総合的輸送計画の樹立並びに教育的利用についての連絡及び調整等を行うことを目的とする。

第 3 章 会 の 構 成

- 第 4 条 この会は近畿地区（1 府 2 県）の小学校長会、全修協及び近鉄より選出する下記委員をもって構成する。

大 阪 府	7 名
兵 庫 県	5 名
奈 良 県	5 名
全 修 協	5 名
近 鉄	5 名

但し、京都、滋賀、和歌山、各県からの要望があり、会長がその必要を認めた場合は、各 1 名のオブザーバーを出すことができる。

第 4 章 役 員

- 第 5 条 この会に次の役員を置く。

会 長	1 名
常 任 委 員	若干名
事 務 主 幹	2 名

- 第 6 条 会長、常任委員は運営協議会で互選する。

- 第 7 条 会長は会務を総括し、この会を代表する。常任委員は会長を補佐し常時執行に当たる。会長が事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。事務主幹はこの会の事務を処理する。

- 第 8 条 この会に特別委員を置くことができる。
特別委員は会議に列し必要な助言を与えるものとする。

- 第 9 条 役員任期は一年とする。但し、重任することができる。

第 5 章 会 議

- 第 10 条 会議は必要に応じ会長がこれを招集する。

第 6 章 規 約 の 変 更

- 第 11 条 この規約は運営協議会の議決を経て変更することができる。

第 7 章 補 則

- 第 12 条 この規約は昭和 37 年 4 月 1 日より施行する。

(平成 7 年 9 月 20 日 一部修正)

平成 年 月 日

あおぞら号近畿地区運営協議会
会長 西林 幸三郎 様

学校名 _____ 公印
校長名 _____
住 所 _____
T E L _____

災 害 報 告 書

1. 災害日 平成 年 月 日 ()

午前 時 分
午後 時 分

2. 災害場所

3. 災害状況

■以上、事故事実に相違ありません。

平成 年 月 日 ()

近畿日本鉄道株式会社

氏 名

印

旅行者名

会 社 名

氏 名

印

4. 学童共済金請求に必要な書類

災害報告書

補償額の請求書 (当該学校が災害のため旅行日程コース外に要した費用)

各 学 校 長 様

(財) 全国修学旅行研究協会

「あおぞら号近畿地区運営協議会」ホームページ

http://shugakuryoko.com/

修学旅行ドットコム

検索

でホームページが開きます。

あおぞら号近畿地区運営協議会
をクリックする

あおぞら号近畿地区運営協議会
の画面がです。